

# 「知内町地域材利用推進方針」の概要

## ■趣旨

地域材の需要を拡大することは、木材の収益が森林整備や保全に再び向けられ、森林資源の循環利用につながることから、森林・林業の再生、雇用の創出等を図るうえでも重要である。

このため、多くの町民が利用する公共建築物において、環境にやさしい地域材を積極的に利用し、直接的に地域材の需要を拡大するとともに、地域材利用の意義や良さを広く普及することによって、住宅や民間事業所などの一般建築物や各種製品の原材料及びエネルギー源など、多様な分野での地域材の利用拡大を図る。

## ■根拠法令・概要

「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」に基づき、知内町内の森林から産出され、加工された木材及びそれらが手当てできない場合にあっては北海道内の森林から産出され、町内で加工された木材を「地域材」と定義し、町内の公共建築物等における地域材利用の促進に関する基本的な考え方を定める。

### 第1 公共建築物における地域材の利用の促進の意義

- ・地域材の利用の促進が、森林資源の循環利用による林業再生や雇用創出、地球温暖化の防止等に貢献すること
- ・公共建築物において地域材を積極的に利用し、直接的に需要を拡大するほか、地域材利用の意義を広く普及し、一般建築物や工作物資材、各種製品の原材料及びエネルギー源などでの地域材の利用を拡大すること

### 第2 公共建築物における地域材の利用の促進の基本的方向

- ・公共建築物については、可能な限り木造化、内装等の木質化を図るとの考え方に転換

### 第3 公共建築物における地域材の利用の促進のための施策の具体的方向

- ・建築基準法等関係法令で耐火建築物とすることなどが求められていない低層の公共建築物において、積極的に木造化を促進
- ・木造化が困難な場合でも内装等の木質化、備品及び消耗品としての地域材製品の利用、森林バイオマスの利用を促進

### 第4 町が整備する公共建築物における地域材の利用の基準

- ・町が整備する公共建築物のうち、低層の建築物については原則として全て木造化とすること
- ・中高層・低層に関わらず内装等の木質化、備品類での地域材製品の利用、森林バイオマスの利用を推進

### 第5 公共建築物以外の建築物等での地域材の利用の促進

- ・住宅や民間事業所等における地域材の利用の促進
- ・公共土木工事や公共施設の工作物等における地域材利用の推進

### 第6 地域材の安定的な供給の確保

- ・森林所有者や素材生産業者、木材製造業者等が連携して、需給情報の共有を図りつつ、地域材の供給体制の整備に取り組むこと

### 第7 公共建築物等の整備等においてコスト面で考慮すべき事項

- ・公共建築物等の整備等において維持管理を含むコスト面で考慮